

私立専修学校特別支援教育事業費補助金交付要綱

平成 15 年 4 月 1 日
14 生文私振第 1174 号
生活文化局長決定

第 1 趣 旨

この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定に基づき、障害児（者）に対する幅広い職業教育の機会の確保に務める専修学校の経営の安定化及び保護者の負担軽減を図るため、東京都が交付する私立専修学校特別支援教育事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 定 義

この要綱において、障害児（者）とは、私立専修学校高等課程に在籍する生徒で、心身に何らかの障害を有し、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）に規定する愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 東京都児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター等において障害があると判定された者
- (5) 医師の診断により障害があると診断された者

第 3 補助対象

- 1 補助金は、補助金交付年度の 5 月 1 日現在において、障害児（者）が在学する私立専修学校（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の規定に基づき指定を受けた学校を除く。）の高等課程（以下「専修学校（高等課程）」という。）を都内に設置する者（以下「設置者」という。）で、特別支援教育に積極的に取り組み、かつ人的配置等教育上の措置を行っていると思われる者に対し交付する。ただし、交付年度の 5 月 1 日現在において、修業年限が 1 年 6 か月の生徒のみの専修学校（高等課程）にあつては、交付年度の末日まで生徒が在籍する見込みの専修学校（高等課程）を設置する者とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

第 4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、専修学校（高等課程）における特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費とする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

第5 補助金の額の算定

補助金の額は、補助金交付年度の5月1日現在において在学する障害児（者）（以下「補助対象生徒」という。）の数に、当該年度ごとに定める補助単価を乗じて得た額とし、予算の範囲内で補助する。

第6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする設置者は、補助対象生徒の保護者の同意（生徒が20歳以上の場合は本人の同意）を得て、事業計画書（別記第1号様式）、交付申請書（別記第2号様式）その他必要とする書類を知事に提出しなければならない。

第7 補助金の交付の決定及び通知

- 1 知事は、第6の申請があったときは、その内容を審査し、補助の目的に合致すると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに設置者に対しその結果を通知するものとする。
- 2 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員である否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第8 申請の撤回

補助金の交付を決定された設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容及び条件に異議があるときは、交付決定受領の日から起算に14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9 交付の条件

知事は、補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、この補助金の趣旨を理解し、障害児（者）の就学上の保護者負担の軽減を図ること。
- (2) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (3) 補助事業は、補助金交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (5) 補助事業者が補助事業により取得した設備は、補助事業者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 知事が職員をして、補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合、又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (7) 知事は、(6)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (8) 補助事業者は、第6又は第10の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが

判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

(9) 補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、知事は、その後の助成を一時停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

ア 学校を廃止し、又は授業を長期間停止したとき。

イ 学校の運営上不都合なことがあったとき。

ウ 法令の規定又は寄附行為に違反したとき。

(10) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができる。

第 10 実績報告

補助事業者は、この補助金に係る事業が完了したときは、実績報告書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

第 11 補助金の額の確定

知事は、第 10 の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第 12 是正のための措置

知事は、第 11 の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第 13 決定の取消し

1 知事は、この補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 東京都私立学校教育助成条例（昭和 53 年東京都条例第 10 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の各号の一に該当するとき。

(5) 本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき。

(6) 第 6 又は第 10 の規定により提出した書類に、不実の記載があったとき。

(7) 第 9（9）のいずれかに該当するとき。

(8) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(9) 第 9（8）に規定する報告を受けたとき。

(10) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じたとき。

2 前項の規定は、第 11 の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第 14 補助金の返還

1 知事が、第 13 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 知事が第 11 の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第 15 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 13 (1) から (8) までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 16 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することができる。

第 17 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

第 18 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、条例、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和 53 年東京都規則第 82 号及び東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 15 年度については、1 年次に在籍する障害児（者）を、平成 16 年度については、1 年次及び 2 年次に在籍する障害児（者）を補助対象とする。

附 則（21 生文私振第 216 号）

この要綱は、平成 21 年度の補助金から適用する。

附 則（25 生私振第 697 号）

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する